

## 専門技術者とは

専門技術者とは、一式工事又は許可を受けた建設業を構成する専門工事を自ら施工(下請に発注せずに直営で施工)する場合には選任する主任技術者のことをいう。【ただし、軽微な工種の工事(建築一式工事1500万円未満、そのほかの工事は500万円未満は除外)】

### (例1)

一式工事で発注された図-1のような発注形態の場合は、それぞれの下請から主任技術者が選任される。

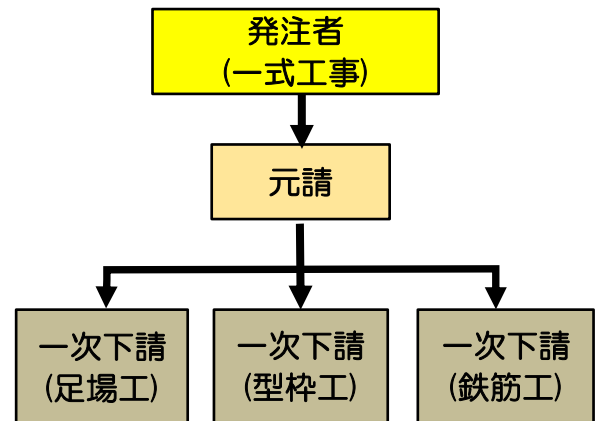


図-1

このケースにおいて、図-2のように鉄筋工を自社(元請)で施工する場合、元請の一式工事の主任技術者のほかに、鉄筋工の主任技術者になりえる資格取得者の選任が必要である。この鉄筋工の主任技術者を専門技術者という。もし、元請の一式工事の主任技術者が鉄筋工の主任技術者になりえる資格を持っていた場合は、専門技術者を兼務できる。

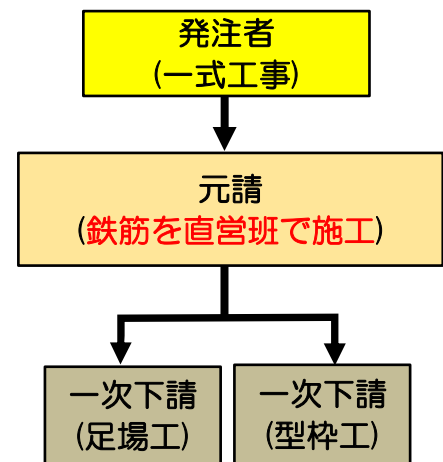


図-2

**注意**(1)一級土木施工管理技士の資格のみでは鉄筋工の主任技術者にはなりえない。

(2)この事例では元請に専門技術者を選任するケースについて記載したが、下請において専門技術者を選任する形態もある。

(例2)

許可を受けた電気工事業で発注された図-1のような発注形態の場合は、それぞれの下請から主任技術者が選任される。

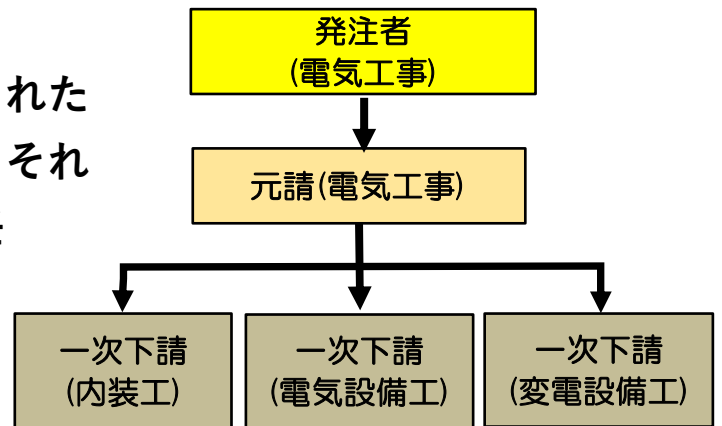


図-1

このケースにおいて、図-2のように内装工を自社（元請）で施工する場合、元請の電気工事の主任技術者のほかに、内装仕上げ工の主任技術者になりえる資格取得者の選任が必要である。この内装仕上げ工の主任技術者を専門技術者という。もし、元請の電気工事の主任技術者が内装仕上げ工の主任技術者になりえる資格を持っていた場合は、専門技術者を兼務できる。

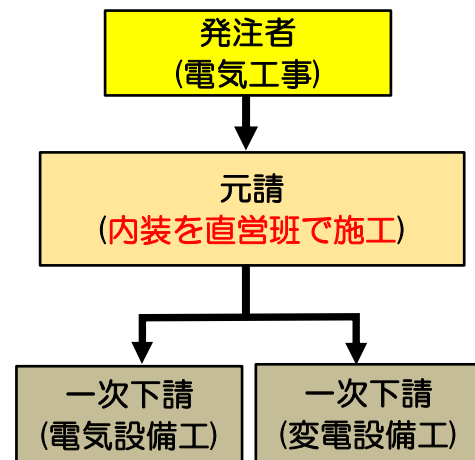


図-2

**注意**(1)一,二級電気工事施工管理技士や第一,二種電気工事士の資格のみでは内装仕上げ工の主任技術者にはなりえない。

(2)この事例では元請に専門技術者を選任するケースについて記載したが、下請において専門技術者を選任する形態もある。